

廃車をされる方は早めに手続きを!!

村役場に使用済み自動車の引取りを依頼する場合は、自動車リサイクル促進センターにより利島から東京までの海上運賃の8割が助成され、申請を村が代行して行います。

○「使用済み自動車」引取りの手続きの流れ

1. 産業・環境課窓口で「使用済み自動車引取申請書」を提出します。

手続きの際に必要なもの

- ①車検証
- ②自動車リサイクル券



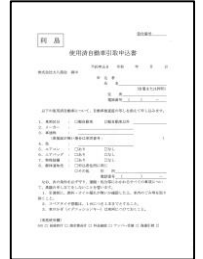
車検証



リサイクル券

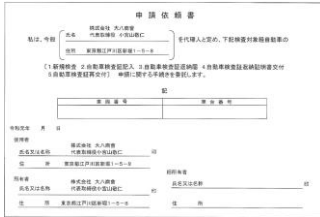
手続きに必要な情報

- ①メーカー
- ②車の名前
- ③車体の色
- ④エアコンの有無
- ⑤エアバックの有無

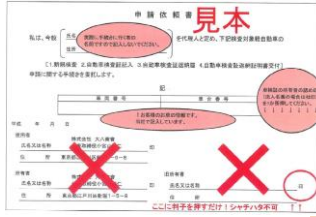


使用済み自動車引取証明書

2. 引取業者(大八商会※)より書類が届きます。 年度により変更となる場合があります。



申請依頼書



申請依頼書

3. 手数料を金融機関でお支払いください。

4. 産業・環境課窓口にて下記の書類をお持ちください。

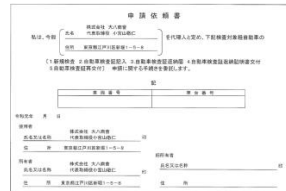
- ①免許証のコピー(役場でコピーできます)
 - ②申請依頼書
 - ③ナンバープレート2枚
 - ④手数料を振込んだ証明書類
 - ⑤軽自動車以外は印鑑証明書
- ※引取事業者からの書類をご覧ください。
ご不明な点は産業・環境課(☎9-0011)まで



免許証コピー



ナンバープレート



申請依頼書



手数料を振込んだ証明書類

抹消登録は、村役場に「使用済み自動車引取申込書」を提出いただき、引取業者(大八商会)にナンバープレートや書類が提出され、運輸支局や軽自動車協会にて手続きが行われ抹消となります。「使用済み自動車引取申込書」を提出するだけでは、「廃車」とはなりませんのでご注意ください。

特に、3月は、窓口が混雑し、手続きに時間がかかり、手続きが間に合わない場合は、翌年度の自動車税の納付書が送られてくる場合がありますのでご注意ください。

○手続きを行った車両を倉庫などとして長期間利用している方へ

車両を排出する場合、追加料金をお支払いいただく場合があります。

また、引取業者が変更となってしまった場合は、別途料金が必要となる場合もあります。